

令和 4 年第 2 回定例会

多摩ニュータウン環境組合議会会議録

令和 4 年 1 月 18 日開会

多摩ニュータウン環境組合議会

令和4年第2回定例会

多摩ニュータウン環境組合議会会議録目次

○11月18日（金）

出席議員	1
欠席議員	1
管理者等の出席	1
事務局職員の出席	1
議事日程	1
開会・閉会	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	2
議長報告	2
管理者報告	2
第7号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて	5
第8号議案 多摩ニュータウン環境組合会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて	5
第9号議案 令和3年度多摩ニュータウン環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について	6
第10号議案 令和4年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第1号）	8
第11号議案 機器補修工事（焼却棟及び不燃・粗大ごみ処理棟基幹設備整備）請負契約の締結について	9
第12号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
第13号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
第14号議案 多摩ニュータウン環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
第15号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
第16号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
第17号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
第18号議案 多摩ニュータウン環境組合会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
第19号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
閉議・閉会	13

令和4年第2回多摩ニュータウン環境組合議会定例会会議録

令和4年11月18日 開会

出席議員

第1番 星野直美君	第2番 伊藤忠之君
第3番 萩田米蔵君	第4番 石川好忠君
第5番 新井よしなお君	第6番 おく栄一君
第7番 橋本由美子君	第8番 渡辺しんじ君

欠席議員（1名）

第9番 山崎ゆうじ君

管理者等の出席

管 理 者	阿部裕行君
副 管 理 者	石森孝志君
副 管 理 者	石阪丈一君
代表監査委員	花形守康君
会計管理者	高階靖哲君
八王子市資源循環部長	真辺薰君
町田市環境資源部長	野田好章君
多摩市環境部長（兼）特命事項担当部長	小柳一成君

事務局職員の出席

事務局長	小林弘宜君
施設課長	中村浩久君
総務課長	柚木則夫君
計画担当課長（兼）出納課長	平松郁人君

速記士 木暮サトミ（会議録研究所）

議事日程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議長報告
- 第4 管理者報告
- 第5 第7号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

を専決処分したことについて

- 第6 第8号議案 多摩ニュータウン環境組合会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
- 第7 第9号議案 令和3年度多摩ニュータウン環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 第10号議案 令和4年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第1号）
- 第9 第11号議案 機器補修工事（焼却棟及び不燃・粗大ごみ処理棟基幹設備整備）請負契約の締結について
- 第10 第12号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 第13号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 第14号議案 多摩ニュータウン環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 第15号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 第16号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 第17号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 第18号議案 多摩ニュータウン環境組合会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 第19号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

午前11時00分開会

○議長（荻田米蔵君） 本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

なお、山崎ゆうじ議員より本日欠席する旨の連絡が入っておりますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回多摩ニュータウン環境組合議会定例会を開催いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、ご承知願います。



○議長（荻田米蔵君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日といたします。



○議長（荻田米蔵君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、多摩ニュータウン環境組合議会会議規則第83条の規定により、議長において、

第7番 橋 本 由美子 議員

第8番 渡 辺 しんじ 議員

を指名いたします。



○議長（荻田米蔵君） 日程第3、議長報告を行います。

監査委員より、令和4年4月分から9月分までの現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付したとおりであります。ご了承ください。



○議長（荻田米蔵君） 日程第4、管理者報告がございます。阿部管理者。

[管理者阿部裕行君登壇]

○管理者（阿部裕行君） それでは、報告事項を4件申し上げます。

1件目は、多摩清掃工場の運営状況についてです。

本年度9月末までの構成市からのごみの搬入量は、可燃ごみが2万7,699tでした。前年同期に比べ4,404t増加しています。不燃ごみは1,196tで、158tの増加、粗大ごみは1,213tで、6t減少しています。

構成市の応援処理状況につきましては、町田市の清掃工場火災に伴い、不燃ごみの応援処理として245t処理を行いました。

また、今年度から開始した町田市の清掃工場で処理し切れない家庭系可燃ごみのごみ処理支援につきましては、4,566tの処理を行いました。

また、今回で4回目となる新型コロナウィルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設から排出される可燃ごみの広域応援については、3.4t処理しております。

今後も構成市と相互に協力し、安定的なごみ処理に努めてまいります。

次に、環境測定結果ですが、本年7月に測定した2号炉の排出ガス中のダイオキシン類濃度は1m³当たり0.00081ng-TEQであり、法規制値及びISO14001で規定している自主規制運用値を下回る結果でした。

また、本年9月に測定しました放射能濃度測定結果につきましては、排ガス、主灰ともに不検出、飛灰が39.9Bq/kgで、国の基準値を大きく下回りました。

排ガス中の放射能濃度の測定については、測定開始から現在まで不検出が続いていることから、地元協議会とも調整し、法の規定に基づき測定義務の免除申請を行い、10月に手続が完了しました。排ガス中の放射能濃度の測定は年12回から年2回に減りますが、今後も焼却処理で発生する焼却灰等の放射能濃度や環境測定を定期的に行い、速やかに公表してまいります。

2件目は、リサイクルセンターの運営状況についてです。

令和4年度の9月末までの来館者数は1万195人でした。構成市で収集した粗大ごみのうち、再利用が可能なものを再生し、販売した家具などの再利用品は3,821点でした。廃食器の回収につきましては、延べ223人の持込みがありました。

3件目は、工場周辺地域との関わりについてです。

工場周辺地域の自治会等から選出された委員の皆様と意見交換及び連絡調整を行うため、8月21日に第3回地元協議会を開催しました。定例報告のほか、来年度以降に予定している他の新しい清掃工場を視察する研修会について提案いたしました。また、多摩清掃工場をより深く理解してもらうため、焼却炉の説明や通常見ることができない設備の見学を行いました。

続いて、地域交流事業についてです。

令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりましたが、今年度は3年ぶりに13回目の「たまかんフェスタ」を10月16日を開催しました。また、ウィズコロナのフェスタとして、多摩清掃工場の広い敷地を最大限に生かし、会場を拡大し、十分な広さを確保しました。当日は、天候にも恵まれ、4,000人を超える皆さんにご来場いただきました。ステージでは、周辺地域の学校やサークルの皆さんの活気あるパフォーマンスが披露され、ストックヤードでは構成市や地域団体の皆さんに出店していました。構成市による趣向を凝らした展示にも多くの人が足を止めました。

また、「秋だ、からきだ、お祭りだ」をキャッチコピーに工場周辺地域の4施設共同でポスターを作成し、連携を深めました。

加えて、唐木田コミュニティセンターの「からきだ菖蒲館まつり」、多摩市総合福祉センターの「福祉フェスタ」とは同日開催をし、大妻女子大学とは、「たまかんフェスタ」と10月30日開催の「大妻多摩祭」にキャラクターが相互に出演するなど、地域を盛り上げました。

今後とも、この地域交流イベントをはじめ、「たまかんニュース」の発行や施設見学など、多摩清掃工場ならではの事業を通して、多摩清掃工場が地域の皆さんとの身近な施設としてご理解をいただき、ご協力をいただけるよう取り組んでまいります。

4件目は、次期処理施設の検討を含む多摩清掃工場施設老朽化対応の基本方針についてです。

今後、施設の老朽化が進む中、安定的な処理を継続するための整備が必要なこと、整備に当たっては効果的かつ効率性が求められることから、次期処理施設の検討を含む多摩清掃工場施設老朽化対応の基本方針を定めました。

策定に当たっては、環境配慮と安全な廃棄物処理を最優先に、構成市の費用負担を最小化するため、「延命化工事」、「プラント更新」、「新施設の建設」の3つの手法でLCC評価を比較検討しました。

検討結果を受けて、基本方針では、施設停止を伴う延命化工事は行わず、現施設を稼働しながら新施設の建設を図ることを前提とし、新施設の建設時期、費用負担、人員派遣及び方針の見直し等について定めました。

新しい焼却施設の稼働時期については、延命化工事を行わずに現施設を安全に稼働できる令和15年度から令和18年度までの期間とし、具体的な時期は令和6年3月までに決めることといたしました。

以上4件をご報告申し上げ、管理者報告といたします。

○議長（荻田米蔵君） 管理者報告は終わりました。



○議長（荻田米蔵君） この際、日程第5、第7号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」及び日程第6、第8号議案「多摩ニュータウン環境組合会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」の2案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

[管理者阿部裕行君登壇]

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第7号議案と第8号議案を一括して提案の理由を申し上げます。

いずれも、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、令和4年10月1日より施行されたことを受け、専決処分を行ったものです。

当組合が人事制度を準拠している多摩市においても、9月議会で条例が議決されました。

当組合においては、組合議会を開催する暇がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、2件の条例改正を専決処分により行ったものです。

経過としては、令和4年5月に柔軟な育児休業の枠組みの創設に関する地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、令和4年10月1日に施行されることとなりました。

まず、第7号議案についてです。

主な改正内容は、法改正により育児休業を2回に分割して取得できるようになったため、再度の育児休業取得に関して不要となった条項を削除しました。

次に、第8号議案についてです。

主な改正内容は、3点あります。

1点目は、会計年度任用職員が取得できる特別休暇として、出産支援休暇と育児参加休暇を新設しました。

2点目は、1点目で新設した出産支援休暇、育児参加休暇と、従来から特別休暇として規定されていた妊娠出産休暇について、規則で定めることにより有休とすることとしたしました。

3点目は、現在は原則1回までの育児休業を、原則2回まで取得できることとしました。その上で、いわゆる「パパ育休」と呼ばれるものですが、子の出生後8週間以内であれば、現行1回までのところ、2回まで別途育児休業を取得できることとしました。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻田米蔵君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

なお、討論、採決は2案に分けて行いますので、ご了承いただきたいと思います。

これより第7号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第7号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を挙手により採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荻田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

これより第8号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第8号議案「多摩ニュータウン環境組合会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を挙手により採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荻田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。

◇

○議長（荻田米蔵君） 日程第7、第9号議案「令和3年度多摩ニュータウン環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

[管理者阿部裕行君登壇]

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第9号議案について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度は、「多摩ニュータウン環境組合中期経営計画ビジョン2022」の実施4年目となることから、目標達成を視野に入れた年度として、構成市と連携を図りながら、安全で安定的かつ効率的で効果的な清掃工場の運営を第一に、適切な維持管理や操業に取り組んでまいりました。

ビジョン2022の達成状況ですが、30の取組項目のうち、「飛灰の削減・搬出方法の検討」や「効率的な水銀対策手法の検討」、「工場の緊急停止時対応計画の策定」、「リサイクルセンターのあり方の検討」、「地域協議会の設立」について、その取組を完了することができました。

また、「電力地産地消の検討」については、多摩市と協定を結び、受託候補の電力事業者を共同選定することができました。

その結果、令和3年度決算は、歳入総額16億5,788万9,929円、歳出総額15億7,164万920円で、歳入歳出差引額は8,624万9,009円となりました。令和2年度と比較いたしますと、歳入が1.6%の増加、歳出が5.1%の増加となっております。

なお、事務局長より決算概要について補足説明をいたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻田米蔵君） 提案理由の説明が終わりました。

事務局長より補足説明があります。小林事務局長。

[事務局長小林弘宜君登壇]

○事務局長（小林弘宜君） それでは、令和3年度の決算の補足説明をいたします。

令和3年度決算の内容について、お手元の資料2、令和3年度多摩ニュータウン環境組合一般会計歳入歳出決算概要を基にご説明いたします。

1ページの2の表、歳入歳出決算額の前年度との比較をご覧ください。

先ほどの管理者の説明にございましたとおり、歳入総額は16億5,788万9,929円で、前年度比1.6%の増加、歳出総額は15億7,164万920円で、前年度比5.1%の増加となりました。増加の主な要因は、長期修繕計画に基づく工事費の増加によるものです。

歳入歳出差引額は8,624万9,009円で、前年度比36.9%の減少となりました。こちらの金額は、令和4年度予算への繰越額となります。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。

2ページの(3)歳入決算額の内訳をご覧ください。

①分担金及び負担金につきまして、構成3市からの負担金合計は10億4,888万円と、ほぼ前年度並みでした。

構成市別の負担金は、八王子市が3億4,029万3,000円、町田市が6,835万9,000円、多摩市が6億4,022万8,000円となっております。

各市の負担金の算出内訳は、併せて掲載した表、構成市別負担金明細のとおりでございます。

②使用料及び手数料の内訳は、電柱用地使用料及び自動販売機設置に伴う使用料です。

③国庫支出金につきましては、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金を受けたものです。

④財産収入につきましては、施設整備基金及び財政調整基金の利子収入です。

⑤繰入金の決算額1億219万7,000円の内訳は、施設整備基金からの繰入れ2,312万8,270円と財政調整基金からの繰入れ7,906万9,000円です。

⑥繰越金につきましては、令和2年度決算剰余金1億3,663万7,050円を繰り越しました。前年度比21.6%の増加となりました。繰越金が発生する主な要因は、売電収入の超過分や契約差金になります。

3ページをご覧ください。

⑦諸収入の主なものは、他団体ごみ処理費、鉄屑等売却代、電力量料金収入です。鉄屑等の売却単価の上昇により鉄屑等売却代は増加したものの、令和2年度の諸収入における増加要因であった電力需給逼迫に伴う令和3年1月5日から15日までの発電出力の増加対応や、同じく令和2年度の他団体ごみ処理費の増加要因であった宮城県大崎市からの災害廃棄物の受入れが終了したこと、売電単価の下落による電力量料金収入の減少が影響して、諸収入の合計額は前年度比3.5%減少し、3億6,931万7,502円となりました。

以上が歳入の状況です。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

同じく3ページ、(4)歳出決算額の内訳をご覧ください。

①議会費につきましては、420万9,813円で、前年度比2%の増加となりました。主な要因は、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時会を中止しましたが、令和3年度は実施できたためです。

次に、②処理場費をご覧ください。

目の1、組合管理費につきましては、職員の平均年齢の低下により人件費が減少し、目の合計は前年度比4%減の1億8,580万7,382円となりました。

4ページをお開きください。

目の2、清掃工場管理費でございます。第11節役務費につきましては、法定検査料が主なもので、検査の周期により増減します。第12節委託料につきましては、保守点検が主なもので、保守点検の周期により増減します。目の合計は、前年度比3.2%減少し、2,079万8,363円となりました。

次に、目の3、粗大ごみ処理費につきましては、長期修繕計画による工事が減少したことにより、目の合計は、前年度比11.3%減少し、2億2,612万207円となりました。

次に、目の4、可燃ごみ処理費につきましては、飛灰搬出改造工事や長期修繕計画に基づく工事の増加及び工事項目の変化により、目の合計は、9.3%増加し、9億641万4,403円となりました。

目の5、リサイクルセンター管理費につきましては、2,158万2,355円で、ほぼ前年度並みでした。

③公債費につきましては、地方債等の借入れがなかったため、執行はございませんでした。

④予備費につきましては、執行はございませんでした。

⑤諸支出金につきましては、各基金への積立金となります。施設整備基金につきましては、鉄屑等売却代、売電収入、運用利子を合わせ4,836万5,613円を積み立てました。財政調整基金につきましては、鉄屑等売却代、売電収入、決算剰余金及び運用利子を合わせ1億5,430万5,784円を積み立てました。

また、5ページ以降に歳入歳出それぞれの予算額に対する収入済額及び歳出済額の状況をまとめましたので、ご参照ください。

なお、基金の令和3年度末現在高につきましては、本資料の最後の7ページに記載させていただきました。

以上、令和3年度多摩ニュータウン環境組合一般会計歳入歳出決算の補足説明とさせていただきます。

○議長（荻田米蔵君） 補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第9号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第9号議案「令和3年度多摩ニュータウン環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を挙手により採決いたします。

本案はこれを認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荻田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は認定することと決しました。



○議長（荻田米蔵君） 日程第8、第10号議案「令和4年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

[管理者阿部裕行君登壇]

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第10号議案について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正予算は、前年度繰越金の整理と債務負担行為の設定を行うものです。その結果、歳入歳出予算をそれぞれ5,497万円増額し、総額をそれぞれ15億1,273万2,000円とするものです。

まず、歳入についてご説明します。

第6款繰越金の5,497万円につきましては、令和3年度決算で確定した前年度繰越金の当初予算額との差額を計上しました。

続いて、歳出です。

第5款諸支出金に歳入で計上した前年度繰越金と同額を計上し、財政調整基金に積み立てるものです。こ

れにより、令和4年度末における基金現在高は、財政調整基金が8億599万円となる見込みです。

また、最近の半導体不足による製品納期の長期化に対応するため、令和5年度に購入予定の物品に関する債務負担行為を設定します。

以上が補正予算の内容ですが、財政調整基金については令和5年度予算において財源の一部として活用することを予定しています。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻田米蔵君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第10号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第10号議案「令和4年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第1号）」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荻田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（荻田米蔵君） 日程第9、第11号議案「機器補修工事（焼却棟及び不燃・粗大ごみ処理棟基幹設備整備）請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

[管理者阿部裕行君登壇]

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第11号議案について、提案の理由を申し上げます。

機器補修工事（焼却棟及び不燃・粗大ごみ処理棟基幹設備整備）請負契約の締結は、長期修繕計画に基づき、清掃工場を安定的に継続稼働させるために必要な基幹設備を整備補修する工事です。

工事内容としましては、焼却棟における焼却炉本体設備、集じん設備、塩素除去設備、ボイラ設備、計装設備、さらに不燃・粗大ごみ処理棟における破碎設備などの設備補修を行うものです。

本件は、高度で専門性の高い技術力を必要とし、限られた期間内で効率的、一体的に整備を行う能力が不可欠であることから、契約に当たりましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約といたしました。

なお、10月18日に仮契約を締結いたしております。契約金額につきましては、消費税込みで3億2,637万円です。

以上、議案書のとおり契約をいたしましたご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻田米蔵君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第11号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第11号議案「機器補修工事（焼却棟及び不燃・粗大ごみ処理棟基幹設備整備）請負契約の締結について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荻田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（荻田米蔵君） この際、日程第10、第12号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第16、第18号議案「多摩ニュータウン環境組合会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの7案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

[管理者阿部裕行君登壇]

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第12号議案から第18号議案まで、一括して提案の理由を申し上げます。

第12号議案から第18号議案まで、主に地方公務員法の改正による職員の定年引上げに伴うものであります。経過としては、令和3年6月に定年の引上げ等に関する地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日に施行されることとなりました。また、当組合が人事制度を準拠している多摩市において関連する条例が改正されたことを受け、条例の一部を改正するものです。

まず、第12号議案についてです。

主な改正内容は、4点です。

1点目として、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承するため、現行の60歳定年を、令和5年4月から2年に1歳ずつ引上げ、65歳定年とします。

2点目として、組織の活性化を図るため、60歳に達した管理監督職の職員をそれ以外の職に降任する管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入します。

3点目として、現行の再任用制度に代わり、60歳以降かつ定年前の職員が一旦退職した上で短時間勤務に移行する定年前再任用短時間勤務制を導入します。

これに伴い、4点目として、現行の多摩ニュータウン環境組合職員の再任用に関する条例を廃止します。

なお、定年の段階的な引上げ期間中は、経過措置として65歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みとして暫定再任用制度を整備します。

次に、第13号議案です。

主な改正内容は、2点です。

1点目として、定年の引上げに伴い、60歳を超える職員の給料を、当分の間、60歳時の給料月額の7割水準とする特例を規定します。

2点目として、管理監督職勤務上限年齢制により降任する場合、管理職手当が支給されなくなりますが、給料月額が60歳時の7割となることと合わせると生活給への影響が大きいことから、影響緩和のための調整額についての規定を設けます。

次に、第14号議案及び第15号議案についてです。

これらの条例は、改正地方公務員法に合わせ、新たに導入する定年前再任用短時間勤務職員についての規定を整備するとともに、条例上の根拠条項及び文言を整理します。

次に、第16号議案についてです。

本条例には、懲戒処分の効果としての減給は、給料月額の10分の1を上限とする旨の規定がありますが、定年引上げにより給料月額が60歳時の7割に減額された場合は減給幅が相対的に大きくなり過ぎるため、その減額後の給料月額の10分の1を減給の上限とする旨を規定します。

次に、第17号議案についてです。

主な改正内容は、地方公務員法の改正により定年が引き上げられたことに伴い、管理監督職勤務上限年齢による降任時期を特例として延期された職員を育児休業することができない職員として規定します。

次に、第18号議案についてです。

改正内容は、定年の引上げ等に関する地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」とする改正を行うものです。

以上7件につきまして、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻田米蔵君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

なお、討論、採決は議案ごとに分けて行いますので、ご了承いただきたいと思います。

これより第12号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第12号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荻田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより第13号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第13号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荻田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより第14号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第14号議案「多摩ニュータウン環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改

正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荻田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより第15号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第15号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荻田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより第16号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第16号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荻田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより第17号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第17号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荻田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより第18号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第18号議案「多摩ニュータウン環境組合会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荻田米蔵君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（荻田米蔵君） 日程第17、第19号議案「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

[管理者阿部裕行君登壇]

○管理者（阿部裕行君）　ただいま議題となっております第19号議案につきまして、提案の理由を申し上げます。

本条例は、職員が給与を受けながら職員団体の活動ができる場合を特例として規定するもので、会計年度任用職員が本条例に規定する職員に含まれることを明確にするため、報酬についての規定と会計年度任用職員の年次有給休暇についての規定を追記します。いわゆるノーワーク・ノーペイの原則により、職員団体の活動をした時間については勤務をしていないため、原則として無給となります。年次有給休暇を取得した上であれば、報酬を受けながら職員団体の活動をできることを明記するものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻田米蔵君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第19号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荻田米蔵君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第19号議案「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荻田米蔵君）　挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（荻田米蔵君）　これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午前11時43分閉会

多摩ニュータウン環境組合議会 議長 萩田米蔵

議員(7) 橋本由美子

議員(8) 渡辺しんじ